

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題（解答）

試験実施日：令和6年6月18日

受験者名：（事業者名）

（氏名）

問1 次の問題に答えて下さい。

1. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から（ ）を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。

（道路運送法第7条）

答. 5年

2. あなたが経営しようとする一般貸切旅客自動車運送事業は、道路運送法においてどのような事業とされているか正確に記入して下さい。（道路運送法第3条）

答. 一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業

問2 次の文章のうち正しいものには○、誤っているものには×を（ ）内に記入して下さい。

（○） 1. 事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。（運輸規則第16条）

（○） 2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。（道路運送法第21条）

（○） 3. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならぬ。（運輸規則第35条）

（×） 4. 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡契約を締結すれば、一般貸切旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させることができます。（道路運送法第33条）

（×） 5. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して六ヶ月間保存しなければならない。（運輸規則第3条）

（○） 6. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃及び料金の割戻しをしてはならない。（道路運送法第10条）

(○) 7. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。 (運輸規則第21条第1項)

(○) 8. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届書には、「廃止する理由」を記載しなければならない。 (施行規則第25条)

(○) 9. 旅客自動車運送事業者は、事故等により旅客が死亡又は、負傷したときは、速やかに応急手当その他の必要な措置を講ずるとともに、遺留品を保管しなければならない。また、死者又は重傷者がいるときは、速やかにその旨を家族に通知しなければならない。 (運輸規則第19条)

(○) 10. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。 (道路運送法第2条)

(✗) 11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、30日前までに届け出なければなりません。 (道路運送法施行規則第11条)

(✗) 12. 道路運送法関係法令では、事業者は旅客に対して公平かつ懇切な取扱いをしなければならないと規定されているが、旅客以外の公衆に対する取扱いは定められていない。 (運輸規則第2条)

(○) 13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。 (道路運送法第14条)

(○) 14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収書を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。 (運輸規則第10条)

(✗) 15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、認可を受けた運賃の範囲内で運賃を定め、あらかじめその旨を届け出なければならない。 (道路運送法第9条の2)

問3 次の法令等の（ ）にあてはまる語句を下の枠内から選び記号を記入して下さい。

1. 道路運送法は（イ）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の（サ）の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、（ケ）を確保し、道路運送の（カ）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって（セ）を増進することを目的とする。 (道路運送法第1条)

ア. 供給	イ. 貨物自動車運送事業法	ウ. 車両数	エ. 利益	オ. 事業者
カ. 利用者	キ. 旅客の利便	ク. 道路交通法	ケ. 輸送の安全	コ. 訪日外国人
サ. 需要	シ. 道路運送車両法	ス. 適正な運営	セ. 公共の福祉	ソ. 旅行業法

2. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の（ウ）の確保に関する業務をわせるため、国土交通省令で定める（ク）ごとに、運行管理者資格者証の交付受けている者のうちから（ア）を選任しなければならない。（道路運送法関係第23条）

ア. 運行管理者	イ. 保安基準	ウ. 運行の安全	エ. 技術の向上	オ. 利益
カ. 運営を適正	キ. 点検	ク. 営業所	ケ. 適切な時期	コ. 公共の福祉

3. 旅客自動車運送事業者はその事業用自動車の運転者に対し国土交通大臣が（ク）で定めるところにより、主として運行する路線又は（チ）の状態及びこれに対処することができる（サ）並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を（ソ）し、かつ、その記録を営業所において（ア）保存しなければならない。（運輸規則第38条）。

ア. 三年間	イ. 通達	ウ. 経路	エ. 法	オ. 申請	カ. 自動車
キ. 教育	ク. 告示	ケ. 通達	コ. 五年間	サ. 運転技術	シ. 省令
ス. 報告	セ. 一年間	ソ. 記録	タ. 届出	チ. 営業区域	ツ. 運転者